

書類の送付先が変わります

令和4年7月11日から「東京国税局業務センター江東東分室」において江東西税務署及び江東東税務署の一部の内部事務^(※)を集約して処理する「内部事務のセンター化」を実施することとしております。

令和4年7月11日以降、江東西税務署及び江東東税務署管内の皆様が申告書や申請書等の書類を郵送等で提出される場合は、「東京国税局業務センター江東東分室」宛てに送付していただきますようお願いいたします。

(※) 申告書の入力処理や納税者の皆様へのお尋ね文書の発送などの事務をいいます。

宛先

東京国税局業務センター江東東分室
《郵便番号》136-8506
東京都江東区亀戸2丁目17番8号

ご留意いただきたい事項

- 内部事務のセンター化の対象となる税務署（対象署）に申告書、申請書等を提出する場合は、以下のとおり御対応いただきますようお願いいたします。
 - e-Tax（データ）により提出する場合は、従来どおり所轄税務署へ送信してください。
 - 書面により提出する場合は、業務センターへ郵送してください。
 - 書面の申告書、申請書等を業務センターへ直接持ち込むことはできません。
- 業務センターでは電話による税務相談や申告書用紙等の交付は行っておりませんので、電話相談センター又は所轄税務署までお問い合わせください。
- 納税証明書の交付や現金領収、面接による相談等の窓口対応は、従来どおり所轄税務署で行います。
- 「内部事務のセンター化」は、納税者の皆様の所轄税務署を変更するものではありませんが、内部事務を処理するため、納税者や税理士の皆様に対し、業務センターから電話や文書により問合せをさせていただく場合があります。
- 業務センターから送付する文書の種類によっては、責任者名が税務署長のほか東京国税局長となる場合があります。